

第 1 章 計画策定の基本的な考え方

【計画策定の趣旨・位置付け】

○平成 26 年 4 月に改正した「大阪府消費者保護条例」に基づく、府民の消費生活に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画

【計画の期間】

○平成 27 年度から 31 年度までの 5 年間（※社会経済環境の変化に対応）

第 2 章 消費生活をめぐる現状と課題

○消費者を取り巻く環境の変化

○本府における消費者行政の状況

第 3 章 消費者施策の基本的な方針

◇ めざすべき姿 ◇

府民の安心・安全な消費生活の実現に向けて

第 4 章 総合的、計画的に講ずべき施策の目標と取り組み

基本目標Ⅰ 消費者の権利の確立

- 1 消費者の安心・安全の確保
- 2 消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保
- 3 物価安定対策

基本目標Ⅱ 消費者の自立への支援

- 1 消費者への情報発信
- 2 高齢者・障がい者等生活弱者への支援
- 3 高度情報化社会への対応
- 4 環境に配慮した消費生活の推進
- 5 消費者教育に関する計画的な施策の推進（「大阪府消費者教育推進計画」として記載）

基本目標Ⅲ 消費者被害の防止・救済

- 1 消費生活相談体制の充実・強化
- 2 消費者問題の早期解決支援
- 3 高齢者の被害防止・見守り体制の強化
- 4 悪質事業者に対する指導等の強化

第 5 章 関係機関、団体との連携強化

- 国・他都道府県・市町村、消費者団体、事業者団体、弁護士会等との連携強化
- 関係者の意見の消費者施策への反映と透明性の確保

第 6 章 計画の推進体制と進行管理

- 大阪府消費行政推進本部による庁内連携及び関係機関、団体との連携強化（再掲）
- 毎年度講じた消費生活関連施策等を消費者保護審議会へ報告並びに公表